# 豊島区地域防災計画

【本編】

令和6年修正

豊島区防災会議

目 次

用語例	・月	目語集
-----	----	-----

第1	部	総則	ا] 1
笰	\$1章	둔 킑	·画の方針 ·······
	第1	l節	計画の目的1
	第2	2節	計画の性格と構成
	第3	3節	計画の修正
	第4	1節	他の法令に基づく計画との関係
	第5	5節	計画の習熟2
笰	<b>第2</b> 章	e v	「の概況
	第1	l節	位置・地勢3
	第2	2節	人口3
	第3	3節	生活環境
笰	\$3章	11 I	- <b>画の前提条件</b> 5
	第1	l節	首都直下地震等による東京の被害想定
	第2	2節	地域危険度 9
	第3	3節	複合災害への対応
笰	\$4章	重洞	议目標
	第1	l節	減災目標の設定
	第2	2節	減災目標の達成のための主な対策
笰	\$5章	15 発	<b>災後の時間軸に沿った震災対応シナリオ</b> 14

# 

第1章 行政機関、区民及び事業者等の基本的責務…	
第1節 基本理念及び基本的責務	
第2節 区及び防災関係機関の役割	
第2章 区民の地域の防災力向上	
第 1 節 現在の到達状況	
第2節 課題	
第3節 対策の方向性	
第4節 到達目標	
第5節 具体的な取組【予防対策】	

		1 自助	カによる区民の防災力向上	36
		2 地垣	ずによる共助の推進	39
		3マン	/ション防災における自助・共助の構築	40
		4 消防	5団の活動体制の充実	40
		5 事業	<b>美所による自助・共助の強化</b>	41
		6ボラ	ランティア活動との連携	44
		7区图	そ・行政・事業所等の連携	47
	第	6節	具体的な取組【応急対策】	49
		1 自助	カによる区民の防災力向上	49
		2 地垣	或による応急対策の実施	51
		3マン	/ション防災における応急対策の実施	52
		4 消防	5団による応急対策の実施	52
		5 事業	<b>ξ所による応急対策の実施</b>	52
		6ボラ	ランティア活動への支援	53
第	<b>3</b> ī	章 安	そ全な都市づくりの実現	55
	第	1節	現在の到達状況	
	第	2節	課題	
	第	3節	対策の方向性	60
	第	4節	到達目標	61
		5節	具体的な取組【予防対策】	
			とに暮らせる都市づくり	
			<b>築物の耐震化及び安全対策の促進</b>	
			代化、長周期地震動対策の強化	
		4 出火	、 延焼等の防止	
		6節		
			く・救助・救急活動	
			会公共施設等の応急対策	
			<b>頁斜地等の応急対策</b>	
			食物等の応急措置による危険防止	
			具体的な取組【復旧対策】	
			たの安全確保、施設の本来機能の回復	
			そ全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	
		1節	現在の到達状況	
		2節	課題	
		3節	対策の方向性	
	第	4節	到達目標	93

笌	55	節 具体的な取組【予防対策】	94
	1	道路·橋梁	94
	2	鉄道施設	97
	3	河川1	00
	4	水道	00
	5	下水道	01
	6	電気・ガス・通信等	02
笌	56	節 具体的な取組【応急対策】	.06
	1	道路・橋梁	.06
	2	鉄道施設	15
	3	水道	18
	4	下水道	21
	5	電気・ガス・通信等 1	22
笌		節 具体的な取組【復旧対策】	
	1	道路・橋梁	27
		鉄道施設	
	3	河川1	28
		水道	
	5	下水道	29
	6	電気・ガス・通信	30
第5	章		
笌	51	節 現在の到達状況	34
笌	52	節 課題	34
笌	53	節 対策の方向性	
笌	54	節 到達目標	
笌		節 具体的な取組【予防対策】	
		初動対応体制の整備	
		業務継続体制の確保	
		消火・救助・救助活動体制の整備	
		広域連携体制の構築	
	5	応急活動拠点の整備	
笌		節 具体的な取組【応急対策】	
		区の応急活動態勢	
		消火・救助・救急活動1	
	3	応援協力・派遣要請	
第6	章	: 情報通信の確保	63

第	; 1	節 現在の到達状況	163
第	i 2	節 課題	164
第	; 3	節 対策の方向性	164
第	i 4	節 到達目標	165
第	55	節 具体的な取組【予防対策】	166
	1	情報通信連絡体制の整備・・・・・	166
	2	住民等への情報提供体制の整備	168
	3	住民相互の情報連絡等の環境整備	168
第	i 6	節 具体的な取組【応急対策】	170
	1	防災機関相互の情報通信連絡体制(警報及び注意報などの第一報)	170
	2	防災機関相互の情報通信連絡体制(被害状況等)	172
	3	広報体制	176
	4	広聴体制	181
第7	章	医療救護・保健等対策	
第	; 1	節 現在の到達状況	183
第	i 2	節 課題	
第	; 3	節 対策の方向性	186
第	i 4	節 到達目標	187
第		節 具体的な取組【予防対策】	
		初動医療体制等の整備	
	2	医薬品・医療資器材の確保	194
		医療施設の基盤整備	
	4	遺体の取扱い	
第		節 具体的な取組【応急対策】	
		初動医療体制等	
	2	医薬品・医療資器材の供給	204
		医療施設の確保	
	4	行方不明者の捜索、遺体の検視、検案、身元確認等	208
第		節 具体的な取組【復旧対策】	
		防疫体制の確立	
	2	火葬	
第8	章		
		節 現在の到達状況	
		節 課題	
第	; 3	節 対策の方向性	
第	<u>;</u> 4	節 到達目標	······ 222

	第	5	節	具体的な取組【予防対策】	224
		1	帰宅	困難者対策条例に基づく取組の周知徹底	224
		2	帰宅	困難者への情報通信体制整備・・・・・	231
		3	一時	滞在施設の確保及び運営の支援	232
		4	帰宅	支援のための体制整備	235
	第	6	節	具体的な取組【応急対策】	238
		1	帰宅	困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応	238
		2	一時	滞在施設の開設・帰宅困難者の受入	238
				困難者・一時滞在施設等への情報提供	
		4	事業	所等における帰宅困難者対策	242
				駅周辺での混乱防止	
		6		施設及び駅等における利用者保護	
	第			具体的な取組【復旧対策】	
				ルール等による安全な帰宅の推進	
		2		帰宅者の支援	
第	<b>9</b> :	章		難者対策	
				現在の到達状況	
				課題	
	-			対策の方向性	
	-			到達目標	
	第			具体的な取組【予防対策】	
				体制の整備	
				センターの指定	
				センターの管理運営体制の整備等	
				救援センター・・・・・	
				救援センター	
	kaka			泊	
	第			具体的な取組【応急対策】	
				誘導	
				センターの開設・運営	
				救援センター	
				救援センター	
				泊······	
				救護	
				ンティアの受入れ	
		8	<b>被</b> 災	者の他地区への搬送	287

第1	0	章	物流・備蓄・輸送対策の推進	289
笌	; 1	節	現在の到達状況	289
第	i 2	節	課題	290
第	; 3	節	対策の方向性	290
第	į4	節	到達目標	291
第	; 5	節	具体的な取組【予防対策】	293
	1	食料	4及び生活必需品等の確保	293
	2	飲料	4水及び生活用水の確保	296
	3	備著	<b>皆倉庫及び輸送拠点の整備</b>	298
	4	輸送	医体制の整備	299
	5	輸送	医車両等の確保	299
	6	燃料	4の確保	300
第	6	節	具体的な取組【応急対策】	300
	1	備著	<b>皆物資の供給</b>	300
	2	飲料	4水の供給	303
	3	物資	その調達要請	305
	4	支援	爰物資の受入・配分	307
	5	義援	受物資の取扱い	307
	6	輸送	送車両等の確保	308
	7	燃料	4の確保	308
第	; 7	節	具体的な取組【復旧対策】	310
	1	多椅	<b>後なニーズへの対応</b>	310
	2	炊き	き出し	310
	3	水の	D安全確保	311
			5用水の確保	
	5	物資	その輸送	
第1	1	章	放射性物質対策	
第	; 1	節	現在の到達状況	
第	52	節	課題	
第	; 3	節	対策の方向性	
第	; 4	節	到達目標	
第		節	具体的な取組【予防対策】	
			<b>最伝達体制の整備</b>	
	2	区民	<b>そ</b> への情報提供等	
第		節	具体的な取組【応急対策】・・・・・	
	1	情報	<b>最連絡体制</b>	316

	2	区国	Rへの情報提供等	316
	3	3 放身	対線等使用施設の応急措置	317
	4	核燃	*************************************	317
笌	57	'節	具体的な取組【復旧対策】	318
	1	保俄	<b>建医療活動</b>	318
	2	放	村性物質への対応	318
第1	2	章	住民生活の早期再建・・・・・	319
笌	§ 1	節	現在の到達状況	319
笌	52	節	課題	320
笌	53	節	対策の方向性	321
笌	54	節	到達目標	322
笌	55	節節	具体的な取組【予防対策】	323
	1	生活	5.再建のための事前準備	323
	2	2 ト -	イレの確保及びし尿処理	324
	3	こであ	9.処理	325
	4	災害	<b>F廃棄物処理</b>	326
			<b>§救助法等</b>	
			急教育	
	7	' 災害	<b>皆時の保育</b>	
笌	56	節	具体的な取組【応急対策】	332
			炎住宅の応急危険度判定	
			<b>屋被害状況調査等</b>	
			災証明書の交付準備	
			爰金の募集・受付	
			§用トイレの確保及びし尿処理	
			9.処理	
			<b>F廃棄物処理</b>	
			<b>§救助法等の適用</b>	
			<b>基災害の指定</b>	
芽		'節	具体的な取組【復旧対策】	
			後証明書の交付	
			※住宅の応急修理	
			急仮設住宅等の供与	
			災者の生活相談等の支援	
			爰金の募集・受付・配分	
	6	被	災者の生活再建資金援助等	355

7 区税等の徴収猶予及び減免等	358
8 中小企業への融資	361
9 雇用・就業の確保	362
10応急教育	363
11応急保育	365
1 2 災害廃棄物処理の実施	365
1 3 災害救助法の運用等	366

### 

<b>퐈</b> Ⅰ早	慶火復興本部の設置 ····································
第2章	復興計画

 南海トラフ地震等事前対策	第4部 南湖
 南海トラフ地震等防災対策	第1章 南
 節 基本的な考え方	第1節
 東海地震事前対策	第2章 東
 節 基本的な考え方	第1節
 節 気象庁からの情報の発表	第2節
 節 区の活動体制	第3節

### 

# 第1章 風水害に関する概況 382 第1節 気象の概況 382 第2節 風水害の概況 382 第3節 河川の概況 383 第2章 水害予防対策 383 第2章 水害予防対策 385 第1節 豪雨対策の方針 385 第2節 豪雨対策への取組み【河川整備】 386 第3節 豪雨対策への取組み【下水道整備】 386 第4節 豪雨対策への取組み【下水道整備】 387 第5節 豪雨対策への取組み【流域対策】 387 第5節 豪雨対策への取組み【家づくり・まちづくり対策】 388 第6節 豪雨対策への取組み【避難方策】 390 第7節 土砂災害に関するソフト対策 393

第8節 募	要配慮者利用施設の利用者の安全確保	395
第9節	豊島区洪水・土砂災害ハザードマップ	395
第3章 防災	災運動の推進【予防対策】	397
第1節 [	防災意識の啓発	397
1 各防災	災機関の広報内容	397
2 防災葬	教育の充実	400
3地域。	の防災行動力の向上	400
4 地域、	防災機関等と学校の連携による防災教育の推進	400
第2節	防災訓練の充実	400
1区の言	訓練	400
2水防語	訓練	400
第4章 風水	<b>水害初動態勢【応急対策】</b>	····· 401
第1節	タイムラインの適用	401
第2節 2	水防態勢	401
1水防和	本部の設置基準	401
	本部の組織	
3水防2	本部の態勢	403
4水防2	本部の職務	403
5水防2	本部設置時における総務部(防災危機管理課)の連携行動の基準	404
	本部から災害対策本部への移行	
7水防2	本部の解散	405
第3節	災害対策本部	406
	対策本部の設置	
	の通知及び区民等への周知	
3 災害対	対策本部の組織	406
4 区防约	災会議の招集	406
	対策本部の廃止	
	応援協力・派遣要請	
	報の収集・伝達【応急・復旧対策】	
	青報連絡体制	
	災害予警報等の伝達	
	青報収集・伝達体制	
	主意報・警報・特別警報	
	との確実な情報の共有	
	可川・圏域・流域の区市町村における情報の共有	
5 竜巻章	等の激しい突風の発生するおそれがある時の情報の共有	412

		6 気象	2情報の早期収集
	第	3節	避難情報
		1 避難	行動 414
		2 警戒	シベルを用いた防災情報の提供
		3 避難	指示等の発令基準等
	第	4節	区民に対する情報の伝達手段
	第	5節	被害状況等の報告体制 417
	第	6節	風水害時の広報
第	6	章水	防対策【応急・復旧対策】
	第	1節	水防情報
		1 気象	情報
		2 洪才	·予報河川(都管理河川) 419
		3 土砂	>災害警戒情報
	第	2節	水防機関の活動
		1水防	j機関としての活動
		2 決壞	時の措置
		3 費月	及び公用負担
	第	3節	河川及び内排水施設の応急措置及び復旧措置 425

## 用語例:本計画で使用する用語等について、次のとおり標記する。

# ①機関名等の標記

標記	機関等
X	豊島区
区本部	豊島区災害対策本部
災対各部	豊島区災害対策本部を構成する各部
都	東京都
都〇〇局	東京都〇〇局
東京労働局	厚生労働省東京労働局
関東地方整備局	国土交通省関東地方整備局
東京管区気象台	気象庁東京管区気象台
日赤東京都支部	日本赤十字社東京都支部
首都高速道路	首都高速道路株式会社
JR東日本	東日本旅客鉄道株式会社
NTT東日本	東日本電信電話株式会社
日本郵便	日本郵便株式会社
東京ガスグループ	東京ガス株式会社、東京ガスネットワーク株式会社

標記	機関等
東京電力	東京電力パワーグリッド株式会社
東武鉄道	東武鉄道株式会社
西武鉄道	西武鉄道株式会社
東京地下鉄	東京地下鉄株式会社
トラック協会	一般社団法人東京都トラック協会豊島支部
医師会	公益社団法人豊島区医師会
歯科医師会	公益社団法人東京都豊島区歯科医師会
薬剤師会	公益社団法人豊島区薬剤師会
看護師会	一般社団法人豊島区看護師会
柔道整復師会	一般社団法人東京柔道整復師会豊島支部
獣医師会	公益社団法人東京都獣医師会豊島支部
豊島ケーブルネットワーク	豊島ケーブルネットワーク株式会社
東京ハイヤー・タクシー協会	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会
公衆浴場商業協同組合	東京都公衆浴場商業協同組合豊島支部

②法令・条例名等の標記

標記	機関等
区災害対策本部条例	豊島区災害対策本部条例(昭和38年7月18日条例第12号)
区災害対策本部条例施行規則	豊島区災害対策本部条例施行規則(平成2年規則第49号)
区災害対策本部運営要綱	豊島区災害対策本部運営要綱(平成8年4月1日区長決裁)
区災害対策本部運営要綱の実施に関す る要領	豊島区災害対策本部運営要綱の実施に関する要領(平成8年4 月1日総務部長決定)
防災対策基本条例	豊島区防災対策基本条例(平成25年3月25日条例第6号)
帰宅困難者対策条例	東京都帰宅困難者対策条例(平成24年3月30日条例第17号)

# ③特定の用語に含まれる範囲及び意味

標記	説明
震災	災害対策基本法第2条第1項に定める地震により生じる被害をい う。
風水害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮等の自然現象により生じる被害を いう。
地震時	地震による振動の開始から終了までをいう。
発災時	地震動により生じる初期の災害発生をいう。
震災時	地震により生じる被害の開始から終息までをいう。

### 【用語集】

### <u>【あ行】</u>

○一時滞在施設

大規模地震等により公共交通機関が停止する等して発生した帰宅困難者のうち、帰宅が可能になる まで待機する場所がない帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設のこと。区立及び都立施設の一部 並びに協定締結した民間施設が対象となる。救命・救助活動が優先される発災から72時間(3日間) 程度まで設置され、その間待機できるようにするために、食料、水、毛布、トイレ等の支援を実施する。

### ○延焼遮断帯

一般的には、河川、鉄道、道路、公園などの都市のインフラを軸として、ここに耐火建築物群、空き地な どを保全、整備、建設、または誘導することにより、市街地火災を焼け止まらせるために計画的に構成 された帯状の領域。

### ○応急危険度判定

大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガ ラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定。

### ○応急給水槽

地震等の災害時に備え、居住場所から概ね2kmの範囲内に、給水拠点(浄水場、給水所等)の無い空 白地域を解消するために設置する応急給水のための水槽をいう。

### <u>【か行】</u>

### ○外水氾濫

河川の水位が上昇し、護岸を越えるなど河川から水があふれ出ること。

### ○基幹災害拠点病院

地域災害拠点中核病院の役割のほか、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院への訓練・研 修機能等を有する病院をいう。

### ○帰宅困難者

事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩 により容易に帰宅することが困難なものをいう。

### ○帰宅支援対象道路

徒歩帰宅者に対する支援を効率的に行うための、都県境を越えた徒歩帰宅ルート。都は、帰宅支援対 象道路として16路線を指定している。

### ○救援センター

災害により住宅が住めない状態となった場合、一定期間、避難生活をする場所。その他、情報連絡や 給水・給食、医療救護など支援の拠点ともなる。区立小中学校等の35ヵ所を指定している。(東京都 地域防災計画における「避難所」に相当する)

### ○緊急道路障害物除去路線

原則として上下各1車線を確保し、避難・救護・救急対策等のための震災後初期の緊急輸送機能の回 復を図るために、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により 通行不可能となった道路において、障害物除去や簡易な応急復旧作業を優先的に行う、あらかじめ指 定された路線

### ○緊急通行車両

地震発生時の交通規制により、一般車両の通行は禁止または制限されるが、公安委員会等で確認を 受け、優先して通行することができる緊急車両をいう。

○緊急輸送道路

高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定す る拠点(指定拠点)とを連絡し、または指定拠点を相互に連絡する道路。なお、東京における緊急輸送 道路沿道建築物の耐震化を推進する条例第7条に基づき、特に耐震化を推進する必要がある道路と して指定した道路を特定緊急輸送道路と呼ぶ。

○激甚災害(激甚災害制度)

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)に基づ き、一般の災害復旧事業補助や災害復旧貸付等の支援措置に加えて特別に設けられる補助制度をい う。

### <u>【さ行】</u>

### ○災害時要援護者

要配慮者のうち、災害時において特に援護を要する者をいう。

○災害時帰宅支援ステーション

災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、可能な範囲で水 道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供す る施設。上記以外にもコンビニエンスストアやガソリンスタンド、ファミリーレストラン等も同じ役割を担 う。

○災害時給水ステーション(給水拠点)

災害時の断水に備え、都が飲料水を確保している浄水場、給水所等及び応急給水槽をいう。

○事業継続計画(BCP)

Business Continuity Plan の略。災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続す るために事前に準備しておく対応方針を計画として作成。

○(道路)障害物除去

災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去、簡易な応急復旧の作業をし、避難・救護・救急対 策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。道路啓開ともいう。

### <u>【た行】</u>

### ○地域災害拠点中核病院

東京都二次保健医療圏毎の代表病院として、所在する東京都二次保健医療圏内の情報連絡機能等 を有する病院をいう。

### ○東京DMAT

東京 Disaster Medical Assistance Team の略。大震災等の自然災害や交通事故等の災害現 場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害医療派遣チーム。

### ○東京 DPAT

東京Disaster Psychiatric Assistance Teamの略。被災地域の精神保健医療ニーズの把握、 他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネージメント、専門性の高い精神医療の提供と精 神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム

### ○特定建築物

建築基準法(昭和25年法律第201号)における新耐震基準(昭和56年6月1日施行)導入以前に建築 された建築物のうち、多数の者が利用する一定規模以上の建築物、地震に対する安全性を緊急に確 かめる必要がある大規模な建築物をいう。

### ○土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が 生ずる恐れがあると認められる区域で、都が指定する。この区域では、危険の周知、警戒避難体制の 整備が行われる。通称イエローゾーン。

○土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかし くない状況となったときに、区市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象と なる区市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都と気象庁が共同で発表する。

### ○土砂災害特別警戒区域

土砂災害防止法に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命 または身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる区域で、都道府県が指定する。土砂災害警 戒区域における危険の周知、警戒避難体制の整備に加え、この区域では特定の開発行為に対する許 可制、建築物の構造規制等が行われる。通称レッドゾーン。

### ○土砂災害防止法

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12 年法律第 57 号)。 土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域において危険の周知、警戒避難体 制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等の対策を推進するために制定された。

### ○土壌雨量指数

大雨による土砂災害の危険度の高まりを把握するための指標。降った雨が土壌中にどれだけ溜まって いるかを指数化したもの。

### <u>【な行】</u>

### ○内水氾濫

規模の大きな降雨が生じた場合や河川水位等の影響により、堤内地の雨水が十分に排水できなくなり、堤内地に氾濫が生じることをいう。

### <u>【は行】</u>

○避難行動要支援者

要配慮者のうち、避難行動において特に支援を要する者をいう。

○避難場所

都が指定する大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースをいう。

○表面雨量指数

短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを把握するための指標。降った雨が地中に浸み込まずに、 地表面にどれだけ溜まっているかを指数化したもの。

○福祉救援センター(介護型)

特別な設備などがなければ避難生活が困難な避難行動要支援者等のうち、要介護度が重度の場合の 救援センター。例えば、特別養護老人ホームなど。(東京都地域防災計画における「福祉避難所」に相 当する)

○福祉救援センター(子育て支援・乳幼児対応型)

救援センターでは、生活が困難な妊産婦、乳幼児及び保護者のための救援センター。例えば、区立の 保育園など。

○福祉救援センター(障害型)

特別な設備などがなければ避難生活が困難な避難行動要支援者等のうち、平常時から通所している 障害者のための救援センター。例えば、心障センター、生活実習所、福祉作業所など。(東京都地域防 災計画における「福祉避難所」に相当する)

○福祉室

救援センターの中で、和室や多目的室などの要配慮者を受け入れるスペース。

○補助救援センター

救援センターで避難者を収容しきれない場合に開設する補助的な救援センター。例えば、区民ひろば 等の区有施設、幼稚園、都立高校、私立大学などの教育施設など。(東京都地域防災計画における「避 難所」に相当する)

<u>【ま行】</u>

○マグニチュード

地震が発するエネルギーの大きさを表した指標値をいう。マグニチュードが1増えるとエネルギーはお よそ 32 倍になる。一般にM6以上では災害となることがある。M7クラスの直下型地震では、条件に もよるが大災害になる。

### <u>【や行】</u>

○やさしい日本語

簡易な言葉を使う、文の構造を簡単にする、漢字にふりがなをふるなど、外国人等にも分かるよう配慮 した日本語のこと。

### ○要配慮者

災害時の避難行動、発災後の生活などの各段階において特に配慮を要する者をいう。

### <u>【ら行】</u>

### ○流域雨量指数

河川の上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水害の危険度が高まるかを把握す るための指標。降った雨が、地表面や地中を通って河川に流れだし、さらに河川に沿って流れ下る量を 指数化したもの。